

利 用 上 の 注 意

この報告書は平成 20 年 12 月 31 日現在で実施された平成 20 年工業統計調査結果のうち、従業員 4 人以上の事業所における製造品出荷額等ととりまとめたものである。

1 . 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査（指定統計第 10 号）であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

(3) 調査の期日

平成 20 年工業統計調査は、平成 20 年 12 月 31 日現在で、平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年間の実績について調査した。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。工業統計調査は、西暦末尾 0、3、5 及び 8 年については全数調査を実施し、それ以外の年は従業員 4 人以上の事業所を調査の対象としている。

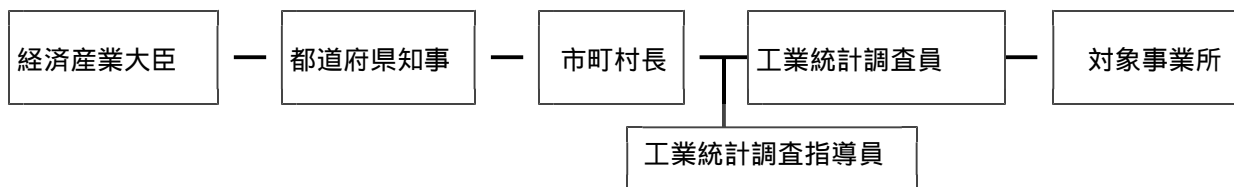
(5) 調査の方法

工業統計調査は、従業員 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業員 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

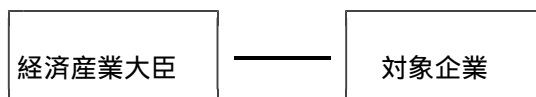
（いずれも、製造・加工または修理を行っていない本社、および本店を除く）

(6) 調査の経路

調査員調査



本社一括調査



(7) 調査事項

事業所の名称及び所在地

本社又は本店の名称及び所在地

他事業所の有無

経営組織

資本金額又は出資金額

従業者数（年末現在）及びその内訳

常用労働者毎月末現在数の合計（従業者 30 人以上の事業所のみ調査）

現金給与総額（年間）

原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額（年間）

有形固定資産（従業者 29 人以下の事業所については西暦末尾 0、5 年にのみ調査）

リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所のみ調査）

製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額（従業者 29 人以下の事業所については西暦末尾 0、5 年にのみ調査）

製造品の出荷額（年間）、在庫額（年末現在）等

品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額（年間）

酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額（年間）

製造品出荷額に占める直接輸出額の割合（年間）

主要原材料名

作業工程

工業用地及び工業用水（従業者 30 人以上の事業所のみ調査）

2. 集計事項及び用語の説明

(1) **事業所数**.....平成 20 年 12 月 31 日現在の数値である。

なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所など、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) **従業者数**.....平成 20 年 12 月 31 日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

常用労働者とは、次のいずれかのものをいう。

ア 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は 1 か月以内の期限を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで、雇用期間がア・イに準じる者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

- (3) **現金給与総額**... 平成 20 年の 1 年間に常用労働者のうち雇用者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額との合計である。

その他の給与とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などをいう。

- (4) **原材料使用額等**.....平成 20 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額である。

原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

転売した商品の仕入額とは、平成 20 年 1 年間において、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま転売したもの)に対応する仕入額をいう。

- (5) **有形固定資産**.....ア 土地、イ 建物・構築物、ウ 機械・装置、エ 船舶・車両・運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等である。

有形固定資産に関する数字は、平成 20 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によるが、これにより難いときは、見積価額または購入価額によっている。

取得額とは、平成 20 年の 1 年間の増加額で、土地については平成 20 年中に登記が済んだ土地の金額をいう。

除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額又は減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額をいう。

建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

- (6) **リース契約による契約額及び支払額**.....賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則として中途解約できないものをいう。

リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成 20 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

リース支払額とは、平成 20 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、平成 20 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

(7) **製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品額**.....事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(8) **製造品出荷額等**.....平成 20 年 1 年間ににおける製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を平成 20 年中にその事業所から出荷した場合をいう。

また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 20 年中に返品されたものを除く）

加工賃収入額とは、平成 20 年中に他の所有する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

その他収入額とは、上記 及び 以外(例えば、転売収入、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいう。

(9) **工業用地及び工業用水**

工業用地

ア 事業所敷地面積とは、平成 20 年 12 月 31 日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積（貸しビル内に事業所がある場合は、その使用床面積の比率に応じた敷地面積）をいう。

イ 事業所建築面積とは、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。
なお、平成 20 年 12 月 31 日現在建築中のものであっても、帳簿に建設仮勘定として計上したものは含まれる。

ウ 事業所延べ建築面積とは、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいう。

工業用水

1 日当たり工業用水量は、平成 20 年 1 年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で除したものである。

ア 水源別用水量

公共水道...都道府県または市町村によって経営される、工業用水道又は上水道から供

給を受ける水をいう。

井戸水...浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水をいう。

その他の淡水...上記のいずれにも属さない淡水である。例えば、農業用水路から取水する水、他の工場などから供給を受ける水をいう。

回収水...事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用している水をいう。回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかは問わない。

イ 用途別用水量

ボイラ用水...ボイラ内で、蒸気を発生させるために使用される水をいう。

原料用水...製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいう。

製品処理用水・洗じょう用水...製品処理用水は、原料、半製品、製品などの浸漬溶解など物理的な処理を加えるために使用される水をいう。洗じょう用水は、工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用される水をいう。

冷却用水・温調用水...冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用される水をいい、温調用水は、工場内の温度又は湿度の調節などのために使用される水をいう。

その他...上記のいずれにも属さない用水、例えば、工場内での従業員の飲料水、雑用水をいう。

生産額及び付加価値額等の諸算式

生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)

+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

付加価値額 = 生産額 - 原材料使用額等 - 減価償却額 - (内国消費税額 + 推計消費税額)

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 原材料使用額等 - (内国消費税額 + 推計消費税額)

有形固定資産投資総額 = 有形固定資産年間取得額 + 建設仮勘定の年間増減

有形固定資産年末現在高 = 年初現在高 + 年間取得額 - 年間除却額 - 減価償却額

1 事業所あたり製造品出荷額等 =
$$\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額}^* + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$$

*内国消費税額.....事業所が製造品を出荷した際に受け取った、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計であり、消費税を含まない。

粗付加価値率 =
$$\frac{\text{粗付加価値額}}{\text{製造品出荷額等}} \times 100$$

1 事業所あたり(粗)付加価値額 =
$$\frac{(\text{粗})\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$$

従業員 1 人あたり現金給与総額(従業員数 4 人以上) =
$$\frac{\text{現金給与総額}}{\text{従業員数}}$$

従業員 1 人あたり製造品出荷額等(従業員数 4 人以上)

$$= \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$$

$$\text{従業者 1 人当たり粗付加価値額 (従業者 4 人以上)} = \frac{\text{粗付加価値額}}{\text{従業者数}}$$

$$\text{常用雇用者 1 人当たり現金給与額} = \frac{\text{常用雇用者現金給与額}}{\text{常用雇用者数}}$$

$$\begin{aligned} &\text{従業者 1 人当たり製造品出荷額等 (従業者 30 人以上)} \\ &= \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{(\text{常用労働者年間月平均数} + \text{個人事業主及び家族従業者数})} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\text{従業者 1 人当たり付加価値額 (従業者 30 人以上)} \\ &= \frac{\text{付加価値額}}{(\text{常用労働者年間月平均数} + \text{個人事業主及び家族従業者数})} \end{aligned}$$

3 . 統計表中の記号の用法

次のとおりである。

[-] 皆無または該当数字のない場合

[] マイナスの数値

[×] 秘匿数字…… 1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3 人以上の事業所に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

ただし、秘匿した数値は総計に含める。

なお、従業者数については、平成 17 年 8 月以降の公表については秘匿を解除した。

[0] [0.0] 四捨五入のため、表示単位未満のもの

[...] 集計不能

4 . その他

(1) 平成 20 年は、全数調査年である。

全数調査年 …… 西暦の末尾が 0、3、5、8 の年は従業者数に関係なく全ての製造事業所を調査する。

裾切調査年 …… 全数調査年以外の年は、従業者 4 人以上の事業所を調査の対象としている。

(2) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業(1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(3) 平成 19 年の日本標準産業分類の改定に伴い、平成 20 年調査より工業統計用産業分類も改定されている。主な改定内容については別表のとおり。

(4) 平成 19 年の産業中分類による数値は、平成 20 年の新分類に置き換えて再集計している。したがって、19 年公表の中分類による数値と相違する。

平成 18 年以前の産業中分類による数値は、新分類に接続した数値を記載している。

(5) この報告書は、**従業者数 4 人以上の事業所**を集計したものである。

(6) 第 5 表中における産業細分類別事業所数とは、1 事業所をひとつの産業に分類し(以下産業格付けという)、その産業格付けごとに集計したものである。しかし、統計表第 6 表中の品目別産出事業所数は、事業所の産業格付けとは無関係に、当該品目を生産した事業所数でその合計数は延べ事業所数であり実数ではない。

したがって、**第 5 表と第 6 表の事業所数は一致しない。**

(7) この調査の報告書中の地域の区分は次のとおりである。

北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部	宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町
那覇	那覇市
南部	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古	宮古島市、多良間村
八重山	石垣市、竹富町、与那国町

(8) 平成 20 年工業統計調査における回収率は以下のとおりである。

沖縄県	調査対象事業所数	調査票回収数	回収率
	2,865	2,744	95.8 %

注 1 . 調査対象事業所数及び調査票回収数には、廃業、転業、休業、操業準備中の事業所数及び操業開始後未出荷等の事業所を含まない。

注 2 . 回収率は、調査票回収数 ÷ 調査対象事業所数により算出。

(9) この結果は、平成 20 年工業統計調査の調査票を、本県で独自に審査集計したもので、「参考 経済産業省発表の工業統計調査結果速報（都道府県別）」や、後日経済産業省が発表する数値と若干相違することがある。

(10) この報告書の数値を他に転載する場合は「平成 20 年 沖縄県の工業による」旨を明記してください。

(11) 平成 19 年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動を把握する目的で、事業所全体の調査とした。このため、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加した。このため、製造品出荷額等、原材料使用額等及び粗付加価値額の値は平成 18 年までの数値とは接続しない。

別表 工業統計調査用産業分類の主な改定内容

旧分類(平成19年まで)			新分類(平成20年以降)	
分類番号	名 称		分類番号	名 称
09	食料品製造業		09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業		10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業		11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	統合	12	木材・木製品製造業
13	木材・木製品製造業		13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	一部移設	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業		16	化学工業
17	化学工業	一部移設	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業		18	プラスチック製品製造業
19	プラスチック製品製造業		19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業		21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	一部移設	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業		23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業		24	金属製品製造業
25	金属製品製造業		25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	分割	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業		一部移設	27
28	情報通信機械器具製造業		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業		29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業		30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	一部移設	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	一部移設	32	その他の製造業